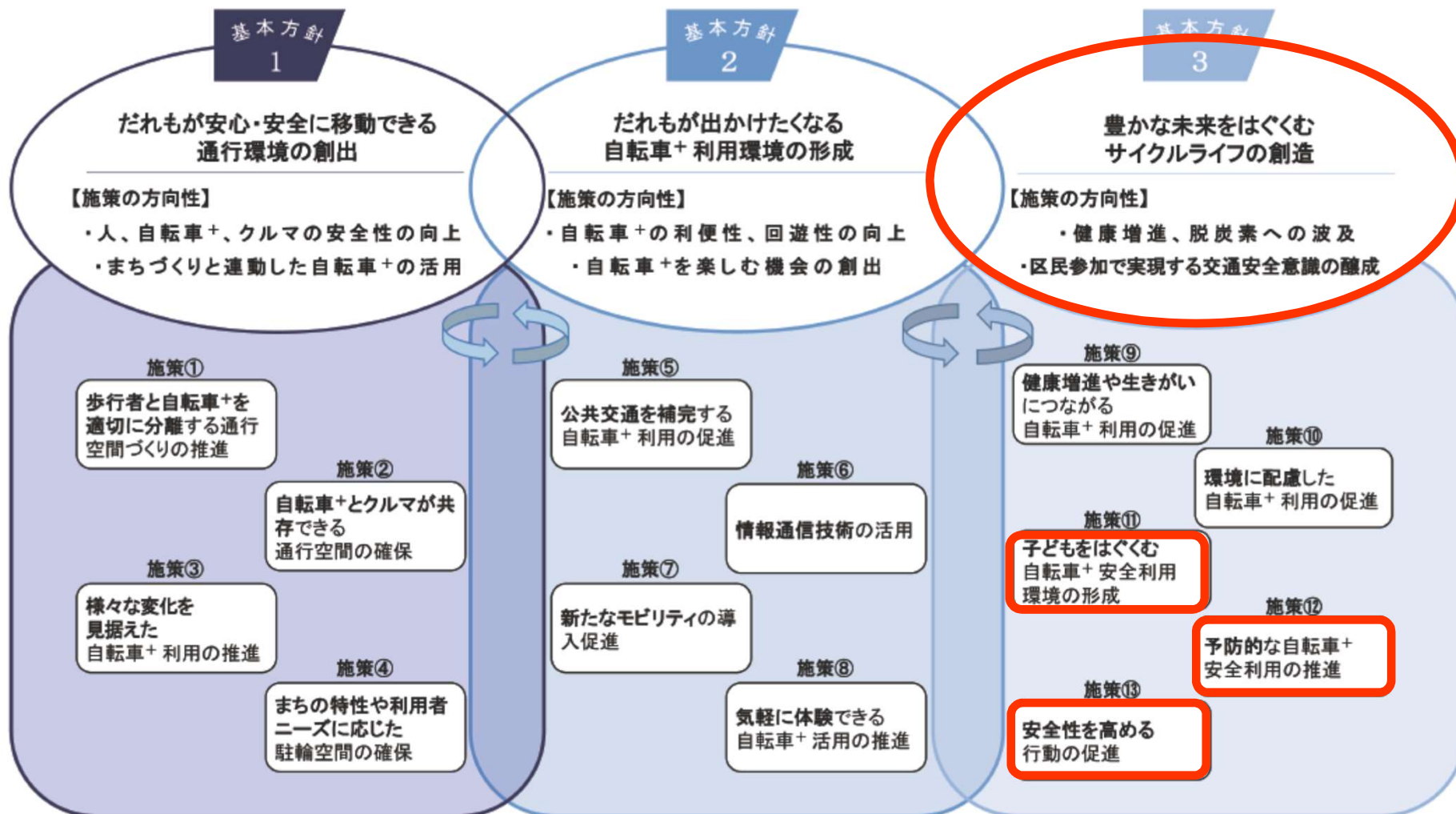


令和5年度の交通安全啓発実績 及び活動予定について

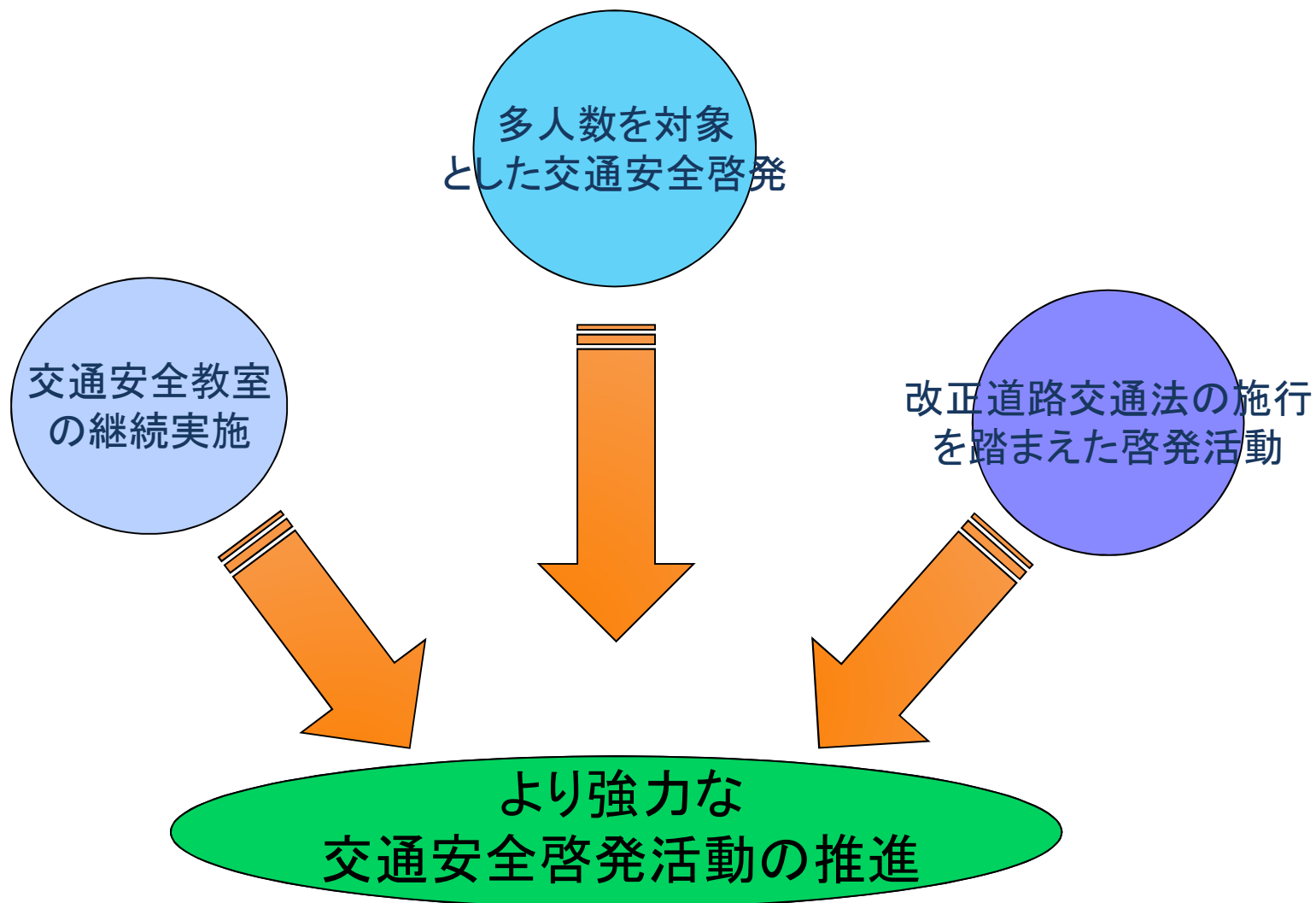
令和5年7月4日



施策における位置づけ



令和5年度の交通安全啓発活動予定について



(継続実施)未就学児:園児向け交通安全教室

～ げんきっこトラフィックスクール～



トラフィックスクール 開催実績と予定

年 度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 6月まで	令和5 (2023) 年度 7月以降
実施回数(回)	78	66	72	86	3※	38※
参加者数(人)	1,894	1,635	1,744	1,887	—	—

※本年度、紅梅保育園等で実施しております。

※随時予定を組んでいきます。



(継続実施)小学生:自転車交通安全教室 ～ 自転車運転免許証交付事業 ～



守ります!自転車の『ルール・マナー』

- ① 信号を守る!
- ② 曲がり角や交差点では必ず止まって安全確認!
- ③ 歩道がない場所は、道路の左側を走行する!
- ④ 歩行者に迷惑をかけない!
- ⑤ スピードを出して走行しない!

自転車安全教室 開催実績と予定

年 度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度 6月まで	令和5 (2023) 年度 7月以降
実施回数(回)	33	22	26	28	25※	6※
参加者数(人)	2,272	1,509	1,779	1,889	—	—

※本年度、常盤台小学校等で実施しております。 ※随時予定を組んでいきます。



(継続実施)中学生:体験型交通安全講習会 ～ スケアード・ストレイト ～



スケアード・ストレイト 開催実績と予定

年 度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
実施回数(回)	7	6	8	7	7※
参加者数(人)	2,675	2,972	3,409	2,457	—

※志村第5、上板橋第3、上板橋第2、赤塚第2、西台、志村第4、高島第1



(多人数を対象とした交通安全啓発)

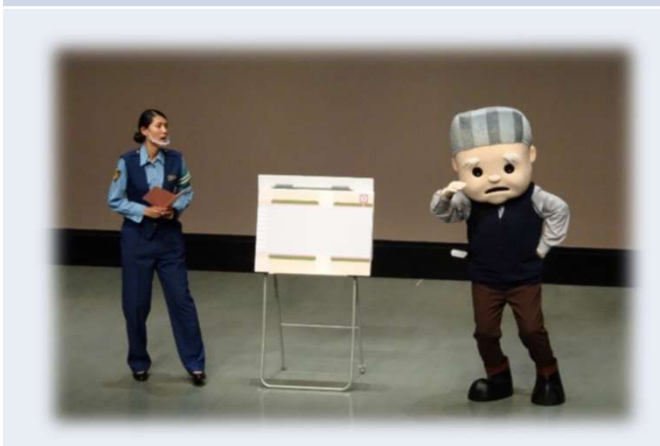
区民大会(1回)



区民祭り(1回)



農業まつり(1回)



(法改正)ヘルメットの着用について

法改正により、令和5年4月1日からヘルメット着用が努力義務化

啓発チラシの配布



イベントの開催
～ヘルメットコレクション～



交通管理者と協力して啓発活動を実施していきます！



(法改正)電動キックボードについて

法改正により、令和5年7月1日から電動キックボードが特定小型へ

板橋区ホームページ、広報にルール掲載

電動キックボード



ページ番号1046311 更新日 2023

印刷 大きな文字で



令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）に関する新たな交通ルールが始まります

(区ホームページ)

(区広報)

電動キックボードなどの新たな交通ルールが始まります

7月から、道路交通法の改正により、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)の新たな交通ルールが始まります(表参照)。交通ルールを守って、安全に走行しましょう。

A 特定小型原動機付自転車とは
原動機付自転車のうち、次の要件を満たすもの

- 最高速度が時速20km以下
- 定格出力が0.6kW以下
- 車体の長さが190cm以下
- 車体の幅が60cm以下 など

B 特例特定小型原動機付自転車とは
特定小型原動機付自転車のうち、次の要件を満たすもの

- 最高速度が時速6km以下
- 最高速度表示灯を点滅させること など

[A・Bいずれも]
16歳未満の運転不可※ナンバープレートの取付が必要。
※利用者のヘルメットの着用が努力義務となっています。
※詳しくは、警視庁ホームページをご覧ください。

表 7月1日からの変更点(原動機付自転車の区分など)

変更前	変更後			
区分	区分	法定速度・最高速度	運転免許	歩道の走行
原動機付自転車	一般原動機付自転車	法定速度時速30km	必要	不可
	特定小型原動機付自転車	最高速度時速20km以下	不要	不可
	特例特定小型原動機付自転車	最高速度時速6km以下	不要	標識などにより通行可能な歩道あり※要件あり

問合せ

- 交通安全に関すること…板橋警察署☎3964-0110、志村警察署☎3966-0110、高島平警察署☎3979-0110、板橋区土木計画・交通安全課交通安全係☎3579-2517
- ナンバープレートに関すること…課税課税務係☎3579-2095

交通管理者と協力して啓発活動を実施していきます！

